

岐阜県公報

目次

告示

県道の路線廃止
道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 一
(同) 二
(同) 五

号外 (七) 平成二十八年 三月三十一日

告示

岐阜県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

整理番号	路線名		重要な経過地		備考
	起点	終点	起点	終点	
285	新関停車場 新関線		新関停車場（関市） 新関停車場（関市）		
	新関停車場 新関線		新関停車場（関市） 新関停車場（関市）		

岐阜県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成二十八年三月三十一日
岐阜県知事 古田 肇

438	整理番号	路線名		起点		終点		備考
飛騨金山停車場 金山線 飛騨金山停車場(下呂市金山町)		終点	起点	終点	起点	重要地な	重要地な	
一般国道四十一号交点(下呂市金山町)								

岐阜県告示第二百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
		高山市下切町一六〇〇番一地从先から 同 市問屋町六〇番一地从先まで 高山市上切町一五五三番一地从先から	前	10.00 0.50	3.375 0.0	一般国道と 一部重 用

一般国道 四百七十
同 市問屋町六〇番一地从先まで
後 3.375
1.330
2.370

一般国道 四百七十	同 市問屋町六〇番一地从先から 同 市問屋町六九番一地从先まで	前	3.375 3.35	2.690
		後	3.375 6.65	2.690

岐阜県告示第二百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道 四百七十		高山市国府町金桶字小屋ノ下三九四番三地从先から 同 市下切町一六〇一番地先まで 高山市国府町金桶字小屋ノ下三九四番三地从先から 同 市上切町一五五三番一地从先まで	前	3.375 4.70	3.375 0.0	一般国道と 一部重 用
			後	1.00 6.00	3.375 0.0	

岐阜県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	二百五十六号	中津川市上野字西田二九六番一六地先から 同 市同 字丸根五三一 番一六地先から	A	二・三 〇〇	二〇〇・〇	A、B、C、D 及び関係図面に 示す敷地の 区分をい
		同 市同 字上呉川七 二番一六地先まで	B	二・四 〇〇	七六〇・〇	
一般 国道	二百五十六号	中津川市上野字丸根四九七番一六地先から 同 市同 字丸根五三一 番一六地先まで	C	四・〇 〇〇	二五〇・〇	A、B、C、D 及び関係図面に 示す敷地の 区分をい
		同 市同 字同 五三一 番一六地先まで	D	一・五 〇〇	九五〇・〇	
一般 国道	二百五十六号	中津川市上野字西田二九六番一六地先から 同 市同 字丸根五三一 番一六地先から	D	一・五 〇〇	九五〇・〇	A、B、C、D 及び関係図面に 示す敷地の 区分をい
		同 市同 字丸根五三一 番一六地先から	後D	一・五 〇〇	九五〇・〇	

岐阜県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
県道	清高 見山 線	高山市冬頭町一〇七二番 四地先から 同 市下林町九一六番一 地先まで	前	九・〇 〇〇	二、三三〇・〇	起 点 の 変 更
		高山市上切町三三四番一 地先から 同 市下林町九一六番一 地先まで	後	一四・八 〇〇	一、三三〇・〇	

岐阜県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
一般国道 第四十号	高山市中切町一八八番 地先から 同市上切町三三三番 地先まで	同市上切町一八八番 地先から 同市上切町三三三番 地先まで	前A	四〇〇 三三〇	二七六・〇	一般国道 第四十号
			A	四〇〇 三三〇	二七六・〇	

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
高宝山線	同市同町一七四五番 地先から 同市同町一七四五番 地先まで	同市同町一七四五番 地先から 同市同町一七四五番 地先まで	前	二〇〇 一八五	三〇〇	一般国道 第四十号 及び 高宝山線 との 共用 部分 の 変更
			後	八〇〇 七五〇	三〇一・四	

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
一般国道 第四十号	同市同町瓜菓子下り 一六三番一 地先から 同市同町瓜菓子下り 一六三番一 地先まで	同市同町瓜菓子下り 一六三番一 地先から 同市同町瓜菓子下り 一六三番一 地先まで	前A	五〇〇 一六〇	四、〇四〇・〇	A、B、C、Dに 及び 関係 する 表示 図面 を 示す 区分 を い う 一般 国道 第四 十号 の 一 般 国 道
			A	五〇〇 一六〇	四、〇四〇・〇	

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 （メートル）	延長 （メートル）	備考
高谷山線	同市上切町三三三番一 地先から 同市冬頭町一五一四番 地先まで	同市上切町三三三番一 地先から 同市冬頭町一五一四番 地先まで	後B	三〇〇 二二〇	一、四三〇・〇	山道上宝 及張上 名線と 一切の 一部 終点 変更
			C	八〇〇 七五〇	二、九九六・〇	

岐 阜 県 道		
高 谷 山 線		
同 市 下切町 一六〇一番地先まで	高山市国府町名張字上桶 一五番一地从先から 同 市 同 町 金桶字小屋 ノ下三九四番三地从先まで	高山市国府町名張字明石 一二六三番一地从先から 同 市 同 町 同 字上桶 一五番一地从先まで
D	後C	B
三〇〇 四〇〇	一七〇 五〇〇	三〇〇 一五〇
三、七五〇	一、二七〇	二四九〇
七道及十四 号田飛道 県府飛道 田飛道及 国府飛道 と重場停 車場用線 重場用線		

岐阜県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定又 は変更 の日は 告示の 年月日 ほか)
高 清 見 山 線	高山市上切町三三四番一地从先から	同 市 同 町 九 一 番 一 地 先 まで	五 六 〇	平 成 二 八 年 三 月 三 十 一 日	平 成 二 八 年 三 月 三 十 一 日

平成二十八年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社